

八王子市事業資金融資支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中東情勢の影響を受けている市内中小企業者等の資金調達を支援し、事業の継続及び転換を促進するため、八王子市事業資金融資あっ旋制度により融資を受けた者に対し、当該融資に係る信用保証料相当額を支援金として交付することにより、事業者の安定した事業継続および事業転換を支援することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業資金融資あっ旋要綱 八王子市事業資金融資あっ旋要綱をいう。
- (2) 融資取扱金融機関 事業資金融資あっ旋要綱第2条第1項に規定する融資取扱金融機関をいう。
- (3) 信用保証料 事業資金融資あっ旋要綱に基づく融資の実行に際し、信用保証協会の信用保証を受けるために借受人が負担する費用をいう。
- (4) 東京都補助等 東京都およびその他の者が、前号の信用保証料の全部又は一部について交付する補助金、助成金、支援金その他これらに類するものをいう。
- (5) 借受人 事業資金融資あっ旋要綱に基づく融資の実行を受けた者をいう。
- (6) 繰上完済 約定返済によらず、融資の元金の全部を期限前に返済することをいう。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する借受人とする。

- (1) 事業資金融資あっ旋要綱に基づく以下のいずれかの融資メニューにより、令和8年7月1日から令和9年2月28日までの間に融資の実行を受けた者であること。
 - ア 小規模企業資金
 - イ 創業支援資金
 - ウ 企業活力支援資金
 - エ 運転資金
 - オ 設備資金
- (2) 八王子市内で事業を営んでいること。
- (3) 次のいずれかに該当することを申告した者。
 - ア 原材料、資材その他事業に必要な物品等の価格上昇又は調達遅延により影響を受けていること。
 - イ 中東情勢の影響を克服するため、設備投資又は新規事業への進出を予定していること。
- (4) 当該融資に係る信用保証料を現に負担していること。なお、当該信用保証料について東京都補助等による補助を受ける場合は、当該補助後になお自己負担額があること。

- (5) 八王子市暴力団排除条例（平成 23 年八王子市条例第 23 号）に規定する暴力団員等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有せず、かつ暴力的な要求行為等を行わないこと。

（支援金の額）

第 5 条 前条第 1 号の融資に係る信用保証料のうち、借受人が実際に負担した額に相当する額とする。なお、1 借受人につき複数の融資実行ごとに申請することができる。

2 支援金は、予算の範囲内において交付し、次に掲げるものは支援金の対象に含めない。

- (1) 東京都補助等による額
- (2) 融資条件の変更その他融資実行後に追加して生じた変更保証料
- (3) 市長が適当でないと認める額

（交付申請）

第 6 条 支援金の交付を受けようとする者は、八王子市事業資金融資支援金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、令和 8 年 8 月 3 日から令和 9 年 3 月 15 日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 融資の実行を確認できる書類
- (2) 信用保証料の額を確認できる書類
- (3) 東京都補助等の額を確認できる書類（東京都補助等がある場合に限る。）
- (4) 振込先口座を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、融資実行ごとに行うものとする。

3 第 1 項の規定による申請は、市長が別に定める電子申請システムを使用する方法により行うことができる。なお、電子申請については、様式に定める事項の入力ををもって当該様式の提出があったものとみなす。

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を、交付しないことが適当と認めたときは不交付の決定を行い、八王子市事業資金融資支援金交付可否決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付）

第 8 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付するものとする。

（繰上完済の報告）

第 9 条 支援金の交付を受けた者は、当該支援金の交付の対象となった融資について繰上完済をしたときは、その日から 30 日以内に八王子市事業資金融資支援金に係る繰上完済報告書（第 3 号様式）により市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 当該信用保証料について、東京都補助等を含む他の補助金等との二重補助となることが判明したとき。
- (5) 前各号のほか、市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

(返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を八王子市事業資金融資支援金返還命令書（第4号様式）により命ずるものとする。

(繰上完済等に伴う返還)

第12条 市長は、支援金の交付決定の取消しを行わない場合であっても、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、期限を定めて支援金の全部又は一部の返還を八王子市事業資金融資支援金返還命令書（第4号様式）により命ずることができる。

- (1) 繰上完済をした場合において、当該繰上完済の日までに返済した元金の累計額が支援金の額に満たないとき
- (2) 本支援金の趣旨に照らして返還を求めることが適当であると市長が認めたとき

(調査等)

第13条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は支援金の交付を受けた者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 申請者又は支援金の交付を受けた者は、前項の規定による求めに応じなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。